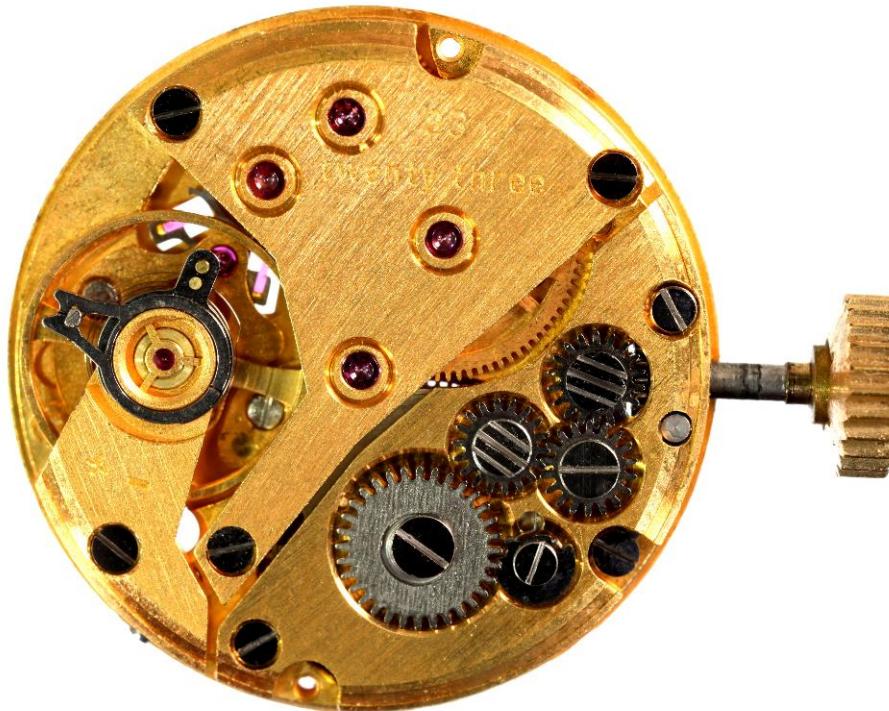


本資料(参考和訳)は、Deloitteが2016年6月28日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。



IASBはIFRS第4号フェーズ2の整理論点について可決し、プロジェクトの完了に近づいた

IASBは第3四半期に新基準書の発効日を選択する

Francesco Nagari, Deloitte Global IFRS Insurance Leader | 2016年6月28日

目次

- 2016年6月22日のIASB会議のハイライト
- IASBスタッフの分析、IASBの審議内容および暫定決定事項
- 次のステップ

6月のIASB会議のハイライト

- 2016年6月22日にIASBは4つの整理論点を可決した。
 - CSMのアンロックと純損益への配分はグループ単位でのみ行われるべきである。厳格なテストを条件として、新契約をグループに受け入れることができる。
 - 現在と将来のカバー期間のそれぞれに関連する変更を純損益およびCSMで会計処理するためのガイダンスを開発する。
 - OCIによる解決策を採用する場合に、金融収益費用を「原価測定基礎」を用いて純損益に表示する要求事項を取り下げ、代わりに「規則的基礎」を採用する。金利費用にかかる開示を簡素化する。
 - 変動手数料アプローチ(VFA)の適用範囲を修正し、発行した再保険契約および保有する再保険契約を除外する。
- これらの決定事項を組み込んだ新しいドラフトの最終確認のためのレビュー（Fatal Flaw Review）が開始される予定である。
- **2016年9月に発効日を選択するためのIASB会議が開催される。**
- IFRS第4号フェーズ2は**2016年末までに公表される可能性があり、IFRS第17号保険契約となる**（訳注：10月20日時点ワークプランでは2017年3月公表予定）。

CSMの測定についての集約のレベル

スタッフの分析 – CSMの事後測定

- 以前は見積りの変更から生じるCSMの調整の集約のレベルと純損益へのCSMの配分の集約のレベルは別に検討されていた。
当整理論点は、これらに相互関係があり、また、グループベースでの測定と個々の契約ベースでの測定に相違が認められたことから、これらの効果を一緒に検討すべきかどうか、というものである。
- 個々の契約ベースでは、それぞれの契約のCSMは契約の予想される存続期間にわたり純損益に認識される。
- グループベースでは、ある個別の契約が失効したとしてもグループの推移が予想どおりである場合には、CSMの合計額はグループ内の契約の予想残存期間にわたり純損益に認識される。これは純損益への影響が異なる。
- スタッフは、グループが予想通りに推移しているにも関わらず、個々の契約の測定を目的として設定することで異なる会計処理の結果が生じることを意図していない。

CSMの測定についての集約のレベル

スタッフの分析 – 事後的にグループに契約を加えること

- スタッフは、その契約の開始時点で、契約を追加する日におけるグループの性質と類似している契約をグループに加えることができるようにするべきであると考えている。このことはグループがオープン・エンドであることを意味する。
- 契約は以下を有する場合に、既存のグループに加えることができる。
 - 主要な仮定の変更に対して金額および時期の点で同様に反応するであろうと企業が予想するキャッシュ・フロー。
 - 類似の収益性。
- その新契約は、グループの契約開始時点ではなく、現在のグループと類似していかなければならない。
- この論点はIASBの審議を求められなかったが、決まりきったことのように報告されていたように見受けられる。
- スタッフ・ペーパーの締めくくりのコメントでは、「新契約がグループに含められるための規準を満たすことは稀である」とされている。

CSMの測定についての集約のレベル

スタッフの提案

- スタッフは、CSMの調整と解放の目的は、報告期間末のCSMが契約のグループに対して提供される将来のサービスに係る利益を表すことであると提案した。
- 彼らは、CSMの測定に用いる契約のグループは不利な契約の判定に使用するグループと同じであるべきことを明記することを提案した。
- したがって彼らの提案は、企業は、CSMの測定を契約開始時に次のものを有する保険契約をグルーピングして行うべきというものである。
 - a. 主要な仮定の変更に対して金額および時期の点で同様に反応するであろうと企業が予想する期待キャッシュ・フロー。
 - b. 類似の期待される収益性、すなわち、**期待される収益の合計額に対するCSMの割合**。企業は実務上の便法として、保険料を使用することができる。
- 企業は、期末現在でグループに残存している契約の予想される残存期間および規模を反映するようにCSMを純損益に解放するべきである。

CSMの測定についての集約のレベル

IASBの審議内容および暫定決定事項

- 個別の契約への参照を取り除くことについて、全体的に同意された。
- 一部の理事達は、提案の目的が、多くの場合、何千ものポートフォリオを生じる結果となるため、企業がビジネスを管理している方法を反映するように契約をグループングする方が良い、と懸念を表明した。
- 「類似の収益性」という用語は、幅広い解釈が生じるため、それが意図していることを明確にすることが重要である。
- 多くの反発があるであろうが、銀行がIFRS第9号の要求事項に従い信用損失を認識することと比較すれば、同程度といえる。
- IASBは、より良い会計によって、より良いビジネスプラクティスが生み出されることを確信している。

暫定決定事項

- IASBは、スタッフ提案を11対3で承認した。

直接連動の有配当契約以外の保険契約についてのCSMの帳簿価額の変動

スタッフの分析

- 一般モデルの下では、CSMは将来のサービスに関連する履行キャッシュ・フローの変動により調整される。
- 2013年公開草案のガイダンスはいくつかの特定の場合を記載しているが、総合的な方針としての一般的なアプローチは設けられていない。また、どの変動がCSMで調整されるのかに關し、明確な共通の理解を導き出すことに失敗した。
- 新基準書の文案は、2013年公開草案での要求事項の本質、特に現在または過去のサービスに関連する変動と、将来のサービスに関連する変動とを区別するという目的を変更するものではない。
- この目的に従えば、実績調整と将来の見積りの変動とを混同してはならないということになる。
- しかし、スタッフは、将来に結果的に重大な損失又は利得が生じることを知っているながら当期に利得または損失を認識することは、単独の事象の忠実な表現とはならないと考えている。

直接連動の有配当契約以外の保険契約についてのCSMの帳簿価額の変動

スタッフの提案

スタッフは、IFRSの新基準書は以下のガイダンスを提供すべきであると提案した。

- 履行キャッシュ・フローのどのような変動が将来のサービスに関連するものであり、CSMの調整対象となるか。
- どのような変動が現在および過去のサービスに関連するものであり、CSMの調整対象とならないのか。

直接連動の有配当契約以外の保険契約についてのCSMの帳簿価額の変動

IASBの審議内容および暫定決定事項

- ある理事は、提案された文案では、キャッシュ・フローの見積りの変動を生じさせる事象が当期に発生した場合、この見積りの変動はほとんどの場合（CSMの調整によって）将来に反映され、当期に反映されることがほとんどないと考えたため、当該文案に反対した。
- スタッフは、「発生保険金」の意味するところについて、より確かな明瞭性が要求されること、および、意図をより明らかにするよう「実績調整」に関する文案を変更することに同意した。
- 別の理事が、提案された文案に対し、小さな修正を要求し、スタッフは検討することに同意した。承認された文案を含む修正後のスタッフ・ペーパー2Bの付録は、IASBのウェブサイトでダウンロードできる。

暫定決定事項

- スタッフ提案に対し、理事達は12対2で承認した。

金融収益費用の表示および開示

スタッフの分析 – リスク調整の変動の金融要素と引受要素への分解

- 保険の金融収益費用は、保険者、特に長期の契約を発行する保険者の業績に重要な影響を与える。
- 保険の金融収益費用は下記の通り定義される。
 - 時の経過により生じる貨幣の時間価値の影響の変動。
 - 金融上の仮定（すなわち現在の割引率）の変動による影響。
- これらは、将来キャッシュ・フロー、リスク調整およびCSMの現在価値の変動を含む。
- 様々なリスク調整の測定技法が存在し、そのうちいくつかは明示的に時間価値を考慮していないため、リスク調整に関する割引率の変動による影響を正確に識別することは、実行可能ではない。

金融収益費用の表示および開示

スタッフの分析 – 当期簿価利回り法が適格ではない契約に関する保険の金融収益費用の表示

- OCIによる解決策が採用された、資産に依存するキャッシュ・フローを有する契約に対してコストベースを用いるというIASBの暫定決定は、他の基準書で使用されている「コスト」という用語と一致していない。すなわち、実効金利とは近似しない予定利率を用いている。
- 金融面の仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に多大な影響を与える場合、規則的な配分額は、様々な方法で決定されうる。
- これらの方の多くは、原価測定基礎ではない。
- 保険契約者に支払うべき金額は、主に経済的な要因によって変動する。OCIによる解決策を採用した場合、しばしば、それらの金額は純損益表示のためのものとみなされる。
- 原価測定基礎によって、ある期間に支払うべき金額の算定に制限を加えることは、複雑さを生じさせ、意図せざる結果をもたらす重要なリスクを生じうる。

金融収益費用の表示および開示

スタッフの分析 – 保険の金融収益費用に関する開示

- スタッフは、有配当契約について、現在の割引率での付利の影響、割引率の変動およびその他の要素を分離するための、信頼性のある実践的な手法を見出していない。
- さらに、一定の状況にのみ適用可能な詳細な開示を規定するよりは、提案された特定の開示要求を削除すべきである。

金融収益費用の表示および開示

スタッフの提案

スタッフは以下を提案した

- A. 企業は、リスク調整の変動を金融要素と引受要素に分解する必要はない。
- B. 企業は、そのような分解を行わない場合には、リスク調整の変動全体を引受活動の結果の一部として表示すべきである。その選択を説明するための開示が要求される。
- C. 企業が、会計期間における保険の金融収益費用を純損益とOCIとの間で分解する場合、基準書には、
 - ▶ 金融収益費用を分解することの目的を保険の金融収益費用を原価測定基礎で純損益に表示することであると規定すべきではなく、
 - ▶ 代わりに、予想される保険の金融収益費用の総額を契約期間にわたって規則的に配分した金額を純損益に表示することであると規定すべきである。

金融収益費用の表示および開示

スタッフの提案

- D. 新基準では、この文脈において、規則的な配分額は次のようなものであるというガイダンスを示すべきである。
- ▶ 契約の測定に影響を与えない要因を参照せずに、**契約の特徴**を基礎とする。
 - ▶ 契約期間にわたりOCIに認識される金額が、合計ではゼロとなる。

金融収益費用の表示および開示

スタッフの提案

E. 新基準書では、次のような追加的なガイダンスを示すべきである。

- ▶ **金融面の仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に多大な影響を与えない保険契約については、**
 - 規則的な配分額は契約の開始時に適用される割引率（ロック・イン割引率）を用いて算定する。
- ▶ **金融面の仮定の変更が保険契約者に支払われる金額に多大な影響を与える保険契約については、規則的な配分額は次の異なる方法で算定することができる。**
 - 残存している変更後の予想される金融費用を契約の残存期間にわたり一定の率で配分する利率を使用する方法。または、
 - 保険契約者に支払うべき金額の算定に予定利率を使用している契約については、当該期間に付与した金額と将来の期間に付与すると見込まれる金額に基づく配分額を使用する方法。

金融収益費用の表示および開示

スタッフの提案

F. 新基準では利息費用の内訳の開示に代えて、保険者に次の開示を要求する。

- ▶ 保険の金融収益費用と関連する資産に係る投資リターンとの関係
- ▶ 純損益に表示している利息費用の計算に使用している手法

金融収益費用の表示および開示

IASBの審議内容および暫定決定事項

- 文言の若干の改善提案があったが、提案は全般的に同意された。

暫定決定事項

- IASBはスタッフ提案のほとんど（AからE）を全会一致で承認し、最後のスタッフ提案（F）を12対2で承認した。

再保険契約と変動手数料アプローチの適用範囲

スタッフの分析

- 現在作成中のドラフトにおいては、VFAの適用規準を満たす再保険契約があるかもしれない。
- 再保険契約には、出再された元受保険契約という、明確に識別される基礎となる項目のプールが必ず存在する。したがって、以下の条件を満たすならば、企業はVFAを再保険契約に適用することを求められる。
 - 出再者が出再された元受保険契約に対する持分に参加している。
 - 再保険者は、出再者が出再された元受保険契約からのリターンに対する重要な持分を保持していると見込んでいる。かつ、
 - 出再者が保持していると見込んでいるキャッシュ・フローの重要な部分が、出再された元受保険契約からのキャッシュ・フローに対応して変動すると見込まれる。

再保険契約と変動手数料アプローチの適用範囲

スタッフの分析（続き）

- VFAは、保険契約者が保険カバーと支払保険料を超える投資リターンの両方を享受することを期待して保険料を支払う場合に対応するために開発された。一方、再保険契約は、
 - 出再者は保険料を支払うが、一般的には支払保険料を越えた還元を受取ることは見込んではいない。再保険者は基礎となる項目のリターンを出再者に提供しないしそれ 자체を手数料として確保もしない。かつ、
 - 再保険者が稼得する利益は、投資管理サービスを提供することへの手数料ではなく、再保険カバーを提供することによるものである。
- IASBは発行した再保険契約がVFAの適用対象となることを意図していないと、スタッフは考えた。

再保険契約と変動手数料アプローチの適用範囲

スタッフの提案、IASBの審議内容および暫定決定事項

スタッフの提案

- スタッフは、VFAを発行した再保険契約および保有する再保険契約のいずれにも適用してはならないことを提案した。

IASBの審議内容

- この論点に対する議論はなかった。

暫定決定事項

- IASBは全員一致でスタッフの提案を承認した。

保険契約

次のステップ[°]

- スタッフは以下のステップを見込んでいる：
 - これらの暫定決定事項を改訂ドラフトに反映する。
 - 選定した関係者から、ドラフトの特定のセクションがどのように適用されるかについてのインプットを提供するよう求められる。
 - テストと文案作成プロセスから生じる追加的な整理論点を2016年の第3四半期に議論する。
 - スタッフは、その日に、IASBに強制発効日の設定を質問することを見込んでいる。
- IFRS第4号フェーズ2は2016年末に発行される可能性がある（訳注：スライド3ページ参照）。それは、IFRS第17号「保険契約」となるはずである。

コンタクトの詳細

Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 fnagari@deloitte.co.uk

Keep Connected on IFRS Insurance by:

[Follow](#) my latest **LinkedIn** posts

Follow me on  @Nagarif

[Subscribe](#) to Insights into IFRS Insurance Channel on



[Connect](#) to IFRS Insurance **LinkedIn** Group for all the latest IFRS news

Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) to your internet favourites www.deloitte.com/i2ii

The screenshot shows the Deloitte Insights homepage for the Insurance IFRS topic. At the top, there's a search bar and navigation links for Services, Industries, and Careers. The main content area features a large image of a mechanical gear system. Below it, a headline reads "Counting cost or maximizing benefit?" followed by a brief description of the insurance industry's need for a global accounting standard. There are sections for "Similar topics" (including Insurance, Governance, Regulatory & Risk, and Insurance), "Insights" (with a thumbnail for "Insurance IFRS Webcasts" and a link to "Join the conversation!"), and "Key contacts" (listing Francesco Nagari as the Global Insurance IFRS Leader). A "Share this page" button is also visible.



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), a UK private company limited by guarantee, and its network of member firms, each of which is a legally separate and independent entity. Please see www.deloitte.co.uk/about for a detailed description of the legal structure of DTTL and its member firms.

Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of DTTL.

This publication has been written in general terms and therefore cannot be relied on to cover specific situations; application of the principles set out will depend upon the particular circumstances involved and we recommend that you obtain professional advice before acting or refraining from acting on any of the contents of this publication. Deloitte LLP would be pleased to advise readers on how to apply the principles set out in this publication to their specific circumstances. Deloitte LLP accepts no duty of care or liability for any loss occasioned to any person acting or refraining from action as a result of any material in this publication.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Tel: +44 (0) 20 7936 3000 Fax: +44 (0) 20 7583 1198.